

令和6年度愛川町地域公共交通計画策定支援業務委託 仕様書

【目的】

人口減少や働き方の変化に伴い利用者数が減少していることに加え、燃料価格の高騰や運転手不足により、地域公共交通の維持が困難となりつつある一方で、高齢者の運転免許返納や交通弱者の移動手段の確保等の観点から、地域公共交通に関する重要性は増している。路線バスをはじめとする公共交通やその他の地域の輸送手段を最大限活用し、移動手段の確保と利便性・効率性の向上を図り、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築していくため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」を策定するものである。

1 計画準備

受注者は、契約後すみやかに業務の目的・主旨を理解したうえで、仕様書等に示す業務内容を確認し、業務概要、業務工程、実施方針、打合せ計画、成果品の内容、連絡体制（緊急時含む）、使用する図書等の事項について業務計画を立案する。

2 業務内容

【令和6年度】

（1）地域公共交通に関する現状整理

（ア）現況整理・将来動向把握

人口構成・分布、土地利用、都市機能配置、道路網等、本町の現況及び将来動向について把握・整理を行う。

（イ）公共交通サービス等に関する現況整理

公共交通網を形成する路線バス及び町内循環バスの現況について把握・整理する。なお、その際には、地域の輸送資源等も可能な限り含めて整理を行う。また、各公共交通の利用実績等について整理する。路線バス、町内循環バスにおける利用実績データについては発注者から貸与する。

（ウ）上位・関連計画等の整理

第6次愛川町総合計画、愛川町都市マスタープラン等、上位・関連計画との関連・整合性を把握する。

（エ）利用者意見・ニーズ調査

①町民意向調査

アンケート調査の手法を用いて、地域住民の移動実態、公共交通に対する課題及びニーズの調査を行う。アンケート調査は、A3両面2枚程度とし、郵送配布・回収にて実施する。配布数は2,500票を予定する。受注者は、設問検討、調査票印刷、封入、調査票発送・回収、集計・分析を行うものとする。ただし、被調査者の抽出（宛名ラベルにて貸与）は発注者で行う。

②バス利用者ヒアリング

路線バス、町内循環バスを利用している方に、利用実態、公共交通に対する課題及びニーズの調査を行う。

調査は、主要停留所3箇所程度において、調査員による直接聞き取りにて行うものとし、平日1日において始発から終バスまでの時間帯にて実施する。

③関係者ヒアリング

公共交通計画の策定にあたり、関連する事業・施策立案を行っている町内関係各課等へヒアリングを行う。また、路線バスを運行している神奈川中央交通へも、運行事業者における課題や今後のあり方などについてヒアリングを行う。

(2) 次期公共交通体系の検討

本町における望ましい公共交通網の構築に向け、町内循環バスの再編や新たな交通形態（デマンド交通等）の導入可能性の検討を行う。

(3) 公共交通における課題と今後の方向性の整理

(1)、(2)の内容等を踏まえ、本町の公共交通を取り巻く問題点、課題、今後のまちの状況の変化、地域公共交通に求められる役割、機能等を整理する。

また、課題解決に向けた方向性やあり方について検討し、地域公共交通計画の策定に向けた計画骨子を作成する。

(4) 法定協議会の運営支援（2回程度）

地域公共交通計画の策定に向けて、関係機関での検討会議として「愛川町地域公共交通協議会」を2回程度実施（設立会議を除く）する予定としている。この会議において使用する資料の作成、議事録作成の運営支援を行う。

(5) 打合せ協議

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために適宜打合せ（中間3回程度）を行う。

(6) 成果品の作成

本業務の遂行について次のとおり作成の上、納入する。

- ・業務報告書 2部（利用者意・ニーズ調査結果分析含む）
- ・上記及び計画骨子の電子データ 1式

【令和7年度（予定）】

(1) 地域公共交通計画の基本方針、目標・数値指標の検討

令和6年度の(3)で検討した課題とその解決に向けて、基本方針、目標、数値指標の検討を行う。

(2) 目標達成に向けた施策・スケジュールの検討

(1)で掲げた目標の達成のために取り組むべき公共交通に関する具体の施策を検討するとともに、計画期間、実施スケジュールについても検討する。様々な施策が考えられる

中、以下については必須の検討事項とし、その他本町が目指す公共交通のあり方を実現するために必要な施策を検討すること。

- ・町内循環バスの再編や新たな交通形態（デマンド交通等）を導入する場合の運行形態（エリアや制度設計）

(3) 地域公共交通計画（案）の作成

令和6年度及び(1)、(2)における検討結果を基に「愛川町地域公共交通計画（案）」を作成する。

(4) パブリック・コメント手続に係る支援

(3)で作成した計画案をもとに、愛川町においてパブリック・コメント手続を実施する。受注者は、パブリック・コメント手続にて寄せられた意見への対応等について検討するとともに、必要に応じて計画案の修正を行う。

(5) 法定協議会の運営支援（3回程度）

地域公共交通計画の策定に向けて、関係機関での検討会議として「愛川町地域公共交通協議会」を3回程度実施する予定としている。この会議において使用する資料の作成、議事録作成の運営支援を行う。

(6) 打合せ協議

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために適宜打合せ（中間3回程度）を行う。

(7) 成果品の作成

本業務の遂行について次のとおり作成の上、納入する。

- ・業務報告書 2部（地域公共交通計画の印刷、製本は含まない）
- ・上記及び地域公共交通計画（案）の電子データ 1式